

# 報酬等に関する規程

社会福祉法人 泉心会

## 報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉心会（以下「法人」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬等について必要な事項を定めるものである。

### (出席報酬)

第2条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員が職務のため会議等に出席したときの報酬は、別表1のとおりとする。

### (勤務報酬)

第3条 理事長が法人及び施設の運営のための業務等に勤務したときの報酬（月額）は、別表2のとおりとする。なお、この規定を適用したときは、前条の規定を適用しない。

2 前項の報酬年額が前年度決算の事業活動収入計の2%を超えた場合は、この範囲内で新たな報酬年額とすることができる。また、新たな報酬年額の決定に際しては、報酬（月額）に万円未満の端数が生じないように考慮する。

(1) 既に第1項の規定に基づき支払った報酬（月額）がある場合は、新たな報酬年額から既に支払った報酬（月額）の合計を差引き、未支給月で除した額を新たな報酬（月額）とする。

### (費用弁償)

第4条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員が職務のため会議等に出席したときは、費用弁償として2,000円を支給する。

### (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が職務のために出張するときは、別に定める旅費規程により支給する。

### (適用除外)

第6条 法人が運営する施設の職員を兼務する理事及び評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。ただし、法人が運営する施設の職員を兼務する理事が、理事の職務のために出張する場合は、前条の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成5年3月1日から適用する。

この規程は、平成6年4月1日から適用する。

この規程は、平成15年6月1日から適用する。

こと規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	報酬（日額）
理 事	5,000 円
監 事	5,000 円
評議員	5,000 円
評議員選任・解任委員	3,000 円
第三者委員	3,000 円

別表2（第3条関係）

区 分	報酬（月額）
理 事 長	500,000 円